

阿南工業高等専門学校学生相談専門委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第18号)

(設置)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校学生相談室規則第8条の規定に基づき、阿南工業高等専門学校学生相談専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生相談室の運営に関する事項
- (2) 学生相談室の業務の実施に関する事項
- (3) その他学生相談室に関する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生相談室長
- (2) 学生相談副室長
- (3) 学生相談室委員（カウンセラーを除く。）
- (4) 副教務主事又は教務主事補の中から教務主事が指名する者 1名
- (5) 副学生主事又は学生主事補の中から学生主事が指名する者 1名
- (6) 副寮務主事又は寮監及び寮務主事補の中から寮務主事が指名する者 1名
- (7) 学生課長

(委員長)

第4条 専門委員会に専門委員長を置き、学生相談室長をもって充てる。

2 専門委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 専門委員長に事故あるときは、専門委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは専門委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 専門委員会は、専門委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 専門委員長が必要と認めるときは、専門委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 専門委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 専門委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。